

第 10 章 民事訴訟の妨害に対する強制措置に関するコメント

一 中国における「民事訴訟の妨害に対する強制措置」

中国の民事訴訟法には、「民事訴訟の妨害に対する強制措置」に関する一群の規定がまとめて置かれている。これは、「妨害訴訟」と呼ばれている。

1 出廷拒絶に関する規定

「民事訴訟の妨害に対する強制措置」の章の最初に置かれている規定が、出廷拒絶に関する規定である。

人民法院は、必ず出廷すべき被告に対し、二回の呼出状による呼出しを経ても、正当な理由なくして出廷を拒絶した場合には、勾引することができる（中国民訴 109 条 1 項）。

中国民事訴訟法においても、訴訟代理の制度（中国民訴 57 条以下）は認められているが、民事訴訟の目的の中に、「法遵守の教育」（中国民訴 2 条）が含まれていることから、当事者本人が公開法廷に出席し、そこで裁判官から直接的な教育を受ける機会を強制する意図も存在すると考えられる。このような訴訟目的観は、社会主義民事訴訟法の特色であり、出廷強制もまた、同様である。社会主義民事訴訟法の中には、当事者の欠席により、期日が延期される旨を規定する立法もある。

日本では、手続保障の価値が高唱され、そのための手法が様々なかたちで議論されているが、中国では、この規定の存在が、結果として手続保障に資することになる。訴訟当事者の主体的・積極的な手続関与の涵養という面では評価できるが、出廷させ取調べの対象とすることが予定されているとすると疑問も生じる。なお、中国民事訴訟法では、その総則にも、「中華人民共和国の領域内で民事訴訟をする場合には、必ずこの法律を遵守しなければならない。」（中国民訴 4 条）との規定がある。

これらの規定の存在を、総合的に考えると、そのように明記する必要性を生じ

させる事態が現実にならず生じていることを窺わせる。

民事訴訟観にもよるが、私的自治が制度の根幹にあると考える限り、「欠席の自由」も認められるべきものと考えられる¹⁾。

2 訴訟参加人その他の者に対する制裁規定

これは、(1) 法廷規則違反に関する規律と、(2) その他の規定違反に関する規律に分かれる。

(1) 法廷規則違反に関する規律

法遵守に関する規定は、1で述べた点に加えて、さらに、訴訟参加人およびその他の者に対する規定をも含む。

まず、「訴訟参加人その他の者は、法廷規則を遵守しなければならない。」(中国民訴110条1項)と規定され、次に、「人民法院は、法廷規則に違反した者に対し、訓戒を与え、法廷から退出するよう命じ、又は罰金若しくは拘留を科すことができる。」(中国民訴110条2項)と規定する。

さらに、「人民法院は、多衆で騒ぎ、又は法廷を攻撃し、裁判官を侮辱し、誹謗し、脅迫し、又は殴打し、法廷の秩序を重大に乱した者に対し、法により刑事責任を追及し、ただし、事案が比較的軽微である場合には、罰金又は拘留を科する。」(中国民訴110条3項)旨の規定が、それぞれ、中国民事訴訟法の中に規定されている。

(2) その他の規定違反に関する規律

さらに、人民法院は、訴訟参加人その他の者が、次に掲げる①～⑥を行った場合には、事案の軽重に応じて過料または拘留を科すことができ、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する旨の規定(中国民訴111条1項)もある。

①重要な証拠を偽造し、または毀滅し、人民法院による事件の審理を妨害する行為。

②暴力、脅迫もしくは買収の方法により、証人が証言することを妨害し、または他人を指図し、買収し、もしくは脅迫して偽証をさせる行為(中国民訴111条

1) 日本でも、当事者の欠席が「不熱心訴訟進行」などといったレッテルを張られているが、それについては、川嶋四郎『民事訴訟法』(日本評論社・2013年)362頁。

1項2号)。

③すでに封印され、もしくは差し押さえられている財産もしくはすでに点検され、かつ、自己が保管するように命じられている財産を隠匿し、移転し、換価し、もしくは毀損し、またはすでに凍結されている財産を移転する行為（中国民訴111条1項3号）。

④司法業務人員、訴訟参加人、証人、通訳・翻訳人員、鑑定人、検証人または執行協力者に対し、侮辱、誹謗、誣告、殴打または打撃・報復をする行為（中国民訴111条1項4号）。

⑤暴力、脅迫その他の方法により司法業務人員による職務の執行を妨害する行為（中国民訴111条1項5号）。

⑥すでに法的効力が生じた人民法院の判決または裁定の履行を拒絶する行為（中国民訴111条1項6号）。

人民法院は、前項に定める行為の一つをした単位について、当該単位の主たる責任者または直接責任者に対し過料または拘留を科することができる。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する（中国民訴111条2項）。

(3) 当事者の結託による場合

①第三者の権利侵害 当事者が悪意によって結託し、訴訟、調停（調解）等の方式によって、他人の合法的権益の侵害を図る場合には、人民法院はその訴えを却下し、かつその情状の軽重に基づき過料、拘留を科さなければならない。犯罪を構成する場合、法律に基づき刑事責任を追及しなければならない（中国民訴112条）。

②執行妨害 被執行者が他者と悪意により結託し、訴訟、仲裁、調停（調解）等の方式によって、法律文書で確定した履行義務を免れようとする場合、人民法院はその情状の軽重に基づき過料、拘留を科さなければならない。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及しなければならない（中国民訴113条）。

(4) 調査妨害・執行妨害

さらに、調査・執行協力義務者による訴訟妨害に関する規定が置かれている。調査または執行に協力する義務を負う単位が、次に掲げる行為の一つをした場合には、人民法院は、当該単位に対し協力義務を履行するように命じるほか、過料を併科することができる（中国民訴114条1項）。

①人民法院が調査して証拠を取得することを、関係する単位が拒絶し、または